

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の概要（平成14年8月2日閣議決定）

- ・子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を推進。
- ・おおむね5年間（平成14年度～18年度）にわたる施策の基本的方向と具体的な方策。

《家庭、地域、学校を通じた、子どもが読書に親しむ機会の提供》

- 家庭教育に関する学習機会等を通じた、親に対する、読書の重要性の理解の促進
- 図書館等でおはなし会などの活動や関係機関と連携した取組の充実
- 「子どもゆめ基金」の助成による、民間団体の活動の支援
- 学校における学習活動を通じた読書活動の推進
- 学校における「朝の読書」の奨励や目標を設定すること等による、読書習慣の確立

《図書資料の整備などの諸条件の整備・充実》

- 図書館や公民館図書室など地域における読書環境の整備
- 図書館の図書資料の整備や情報化の推進
- 図書館司書の養成・研修の充実と適切な配置
- 学校図書館図書整備5か年計画による図書資料の計画的整備（公立義務教育諸学校について、平成14年度から毎年約130億円、5年間総額約650億円の地方交付税措置）
- 学校図書館の情報化の推進
- 司書教諭の発令の促進、学校図書館担当事務職員の配置やボランティアの協力

《学校、図書館などの関係機関、民間団体等が連携・協力した取組の推進》

- 公共図書館を中心とした他の図書館、学校図書館、保健センターなどの関係機関、国際子ども図書館等との連携・協力、地域の推進体制の整備等

《社会的気運醸成のための普及・啓発》

- 子ども読書の日（4月23日）を中心とした全国的な啓発広報
- 文部科学省の専用ホームページによる関連情報の広範な提供

*本計画に掲げられた各種施策の実施のため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。